

令和7年版

愛知県労働委員会年報



まえがき

この年報は、愛知県労働委員会が令和7年中に取り扱った事件及び同年中の当委員会の活動状況について整理したものです。

日ごろ労働問題に携わる方々や、労使関係者の皆様に、この年報が労働委員会について理解を深めていただく一助となれば幸甚です。

令和8年3月

愛知県労働委員会事務局

目 次

第 1 章 総 説

第 1 節 委員会の機構	1
<u>第 1 概 要</u>	1
<u>第 2 委 員</u>	3
<u>第 3 あっせん員候補者</u>	7
<u>第 4 事務局</u>	10
第 2 節 委員会の会議	12
<u>第 1 総会及び公益委員会議</u>	12
<u>第 2 連絡協議会等</u>	15

第 2 章 不当労働行為の審査等

第 1 節 不当労働行為の審査	19
<u>第 1 概 要</u>	19
<u>第 2 不当労働行為救済申立事件一覧</u>	26
第 3 事件要録	31
<u>1 命令・決定</u>	31
5 年（不）第 4 号	31
5 年（不）第 5 号	33
6 年（不）第 1 号	36
6 年（不）第 2 号	38
6 年（不）第 9 号	39
<u>2 和解・取下</u>	41
5 年（不）第 1 号	41
6 年（不）第 6 号	41
6 年（不）第 7 号	42
7 年（不）第 3 号	42

第2節	不当労働行為の再審査	44
第1	<u>概要</u>	44
第2	<u>不当労働行為再審査申立事件一覧</u>	45
第3節	行政訴訟	47
第1	<u>概要</u>	47
第2	<u>行政訴訟事件一覧</u>	48
第4節	<u>労働組合の資格審査</u>	50
第3章	労働争議の調整等	
第1節	労働争議の調整	51
第1	<u>概要</u>	51
第2	<u>調整事件一覧</u>	55
第2節	個別労働関係紛争に係るあつせん	59
第1	<u>概要</u>	59
第2	<u>個別あつせん事件一覧</u>	63
第3節	労働争議の実情調査	64
第1	<u>概要</u>	64
第2	<u>実情調査一覧</u>	64

第1章 総 説

第1節 委員会の機構

第1 概 要

○ 労働委員会（以下「委員会」という。）は、行政委員会の一つとして、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律にそれぞれ規定する目的を達成するため、地方自治法第180条の5第2項及び労働組合法第19条の12第1項の規定に基づいて都道府県ごとに設置される合議制の執行機関である。

○ 委員会は、労働組合法の規定により、公益を代表する者（公益委員）、労働者を代表する者（労働者委員）及び使用者を代表する者（使用者委員）の三者同数で組織される。

委員については、労働者委員は労働組合からの、使用者委員は使用者団体からの、それぞれ推薦に基づいて、また、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、知事が任命することとなっている。

なお、委員会の会長及び会長代理は、委員の選挙によって公益委員の中から選出される。

○ 委員会では、労働組合（又は労働者）と使用者との間で発生した労働紛争を解決するため、労働組合法や労働関係調整法等に基づき、不当労働行為の審査等の判定業務及びあっせん等の労働争議調整業務を行っている。

判定業務には、不当労働行為の審査、労働組合の資格審査、地方公営企業等における非組合員の範囲についての認定・告示等があり、申請又は申立てにより手続を開始するが、この判定業務は委員会の公益委員のみが行うこととされている。

また、労働争議調整業務には、あっせん、調停及び仲裁の三種の種類があり、使用者及び労働組合の双方若しくは一方からの申請又は委員会の職権により調整を開始することになっている。

このほか、公益事業における争議行為の予告通知の受理、労働争議の実情調査、労働協約の地域的拡張適用の決議等の業務も行っている。

さらに、本県では、平成13年4月から、知事からの事務委任を受けて、委員会において個別労働関係紛争に係るあっせんも行っており、使用者及び労働者の双方又は一方からの申出によりあっせんを開始することとしている。

なお、労働争議調整業務のうち、あっせんについては、労働関係調整法の規定に基づき、委員会の会長があっせん員候補者名簿の中からあっせん員を指名して行うこととなっており、あっせん員候補者については、委員会が労働関係調整法の規定に基づき、学識経験者等の中から適任者を選んで委嘱している。

- 労働組合法の規定により、委員会には、委員会の事務を整理するために事務局を置くこととされており、事務局には会長の同意を得て、知事が任命する事務局長以下必要な職員が配置されることとなっている。

第 2 委 員

当委員会の委員の定数は、委員会発足当初は公益委員、労働者委員、使用者委員各 5 人であったが、昭和 38 年 8 月 12 日の労働組合法施行令の改正により、同年 11 月 1 日の第 17 期委員任命時から各 7 人、計 21 人の構成となっている。

また、委員の任期は昭和 41 年 4 月 30 日の労働組合法の一部改正により、1 年から 2 年となり、当委員会においては、昭和 42 年 9 月 1 日の第 19 期委員任命時から 2 年となった。

なお、直近では令和 7 年 12 月 1 日に第 48 期委員が任命された。第 47 期委員及び第 48 期委員の状況は表 1 及び表 2 のとおりである。

表 1 第 47 期委員名簿
(任期 R5. 12. 1～R7. 11. 30)

◎会長 ○会長代理

(五十音順、在任期間は令和 7 年 11 月 30 日現在)

公労使の別	氏 名	現 職	任命年月日 (在任期間)
公 益 委 員	井 上 純	元中日新聞社名古屋本社論説室論説委員	R1. 12. 1 (6 年 0 月)
	大河内 美 紀	名古屋大学大学院法学研究科教授	R7. 4. 3 (0 年 7 月)
	大 参 澄 夫	元公益財団法人愛知県健康づくり振興事業 団理事長	R5. 12. 1 (2 年 0 月)
	杉 島 由美子	中京大学法学部教授	H27. 12. 1 (10 年 0 月)
	○ 富 田 隆 司	弁護士	R3. 12. 1 (4 年 0 月)
	福 谷 朋 子	弁護士	R5. 12. 1 (2 年 0 月)
	◎ 森 美 穂	弁護士	R1. 12. 1 (6 年 0 月)
	渡 部 美由紀	名古屋大学大学院法学研究科教授	H29. 12. 1～ R7. 3. 31 (退任) (7 年 4 月)

公労使の別	氏 名	現 職	任命年月日 (在任期間)
労働者委員	岩 崎 真 未	アルペン労働組合中央執行書記長	R5. 12. 1 (2年0月)
	勝 岡 信 明	中部電力労働組合特別執行委員	R5. 12. 1 (2年0月)
	勘米良 晃 司	U Aゼンセン愛知県支部支部長	R4. 11. 28 (3年0月)
	木 戸 英 博	C K D労働組合中央執行委員長	R5. 12. 1 (2年0月)
	中 島 裕 子	トヨタ自動車労働組合特別執行委員	R5. 12. 1 (2年0月)
	村 上 貴 司	石塚硝子中央労働組合中央執行委員長	R5. 12. 1 (2年0月)
	八 代 俊 夫	名古屋鉄道労働組合常任顧問	R1. 12. 1～ R7. 6. 30 (退任) (5年7月)
使用者委員	板 倉 麻 子	株式会社名古屋テレビ事業顧問	R1. 12. 1 (6年0月)
	大 辻 祥 子	株式会社サーラコーポレーション取締役管理本部長	R3. 12. 1 (4年0月)
	後 藤 啓 文	興和株式会社取締役専務執行役員総務本部長	R3. 12. 1 (4年0月)
	左 合 澄 人	ノリタケ株式会社顧問	R5. 12. 1 (2年0月)
	田 口 雅 也	一般社団法人中部経済連合会価値創造本部 社会実装推進部部长	R3. 12. 1～ R7. 3. 31 (退任) (3年4月)
	武 田 美穂子	愛知県経営者協会会員サービス部担当部長	R7. 1. 10 (0年10月)
	夏 目 俊 信	新東工業株式会社フェロー	H27. 12. 1 (10年0月)
	東 村 誠	トヨタ自動車株式会社人事部労政室主幹	R7. 5. 15 (0年6月)

(注) 1 在任期間は、1か月未満を切り捨てて表示

2 退任委員の現職は委員在任時のもの

表2 第48期委員名簿
(任期 R7. 12. 1～R9. 11. 30)

◎会長 ○会長代理

(五十音順、在任期間は令和7年12月31日現在)

公労使の別	氏名	現職	任命年月日 (在任期間)
公益委員	伊藤和浩	中日新聞社内部統制室長	R7. 12. 1 (0年1月)
	上野千晴	弁護士	R7. 12. 1 (0年1月)
	大河内美紀	名古屋大学大学院法学研究科教授	R7. 4. 3 (0年8月)
	柴田洋二郎	中京大学法学部教授	R7. 12. 1 (0年1月)
	◎ 富田隆司	弁護士	R3. 12. 1 (4年1月)
	中島紳裕	愛知県道路公社監事	R7. 12. 1 (0年1月)
	○ 福谷朋子	弁護士	R5. 12. 1 (2年1月)

公労使の別	氏 名	現 職	任命年月日 (在任期間)
労働者委員	岩 崎 真 未	アルペン労働組合中央執行書記長	R5. 12. 1 (2年1月)
	勘米良 晃 司	U Aゼンセン愛知県支部支部長	R4. 11. 28 (3年1月)
	木 戸 英 博	C K D労働組合中央執行委員長	R5. 12. 1 (2年1月)
	富 田 晃 弘	名古屋鉄道労働組合中央執行委員長	R7. 12. 1 (0年1月)
	中 島 裕 子	トヨタ自動車労働組合特別執行委員	R5. 12. 1 (2年1月)
	松 村 実	日本製鉄名古屋労働組合組合長	R7. 12. 1 (0年1月)
	村 上 貴 司	石塚硝子中央労働組合中央執行委員長	R5. 12. 1 (2年1月)
使用者委員	板 倉 麻 子	株式会社名古屋テレビ事業顧問	R1. 12. 1 (6年1月)
	大 辻 祥 子	株式会社サーラコーポレーション取締役管理本部長	R3. 12. 1 (4年1月)
	後 藤 啓 文	興和株式会社取締役専務執行役員総務本部長	R3. 12. 1 (4年1月)
	左 合 澄 人	ノリタケ株式会社顧問	R5. 12. 1 (2年1月)
	武 田 美穂子	愛知県経営者協会会員サービス部担当部長	R7. 1. 10 (0年11月)
	谷 口 八 束	新東工業株式会社シニアアドバイザー	R7. 12. 1 (0年1月)
	松 永 光 司	元株式会社デンソー人事部副部長	R7. 12. 1 (0年1月)

(注) 在任期間は、1か月未満を切り捨てて表示

第3 あっせん員候補者

労働争議調整業務のうち、あっせんについては、労働関係調整法第12条の規定に基づき、委員会の会長があっせん員候補者名簿の中からあっせん員を指名して行うこととなっており、あっせん員候補者については、委員会が労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、労働争議の解決につき援助を与えることができる者として、学識経験者等の中から適任者を選び委嘱している。

委嘱の基準や任期、定数等について法令に定めはなく、当委員会では、あっせん員候補者委嘱要綱を設け、あっせん員候補者について「①現委員、②前委員、③事務局長及び次長」の中から総会の議決を経て委嘱することとし、任期についても当該委員在任中等と定めているところである。

なお、あっせん員候補者の現況は次表のとおりである。

あっせん員候補者名簿

(五十音順、令和7年12月31日現在)

氏名	現職・経歴	委嘱年月日
板倉麻子	株式会社名古屋テレビ事業顧問 愛知県労働委員会委員	R1.12.2
伊藤和浩	中日新聞社内部統制室長 愛知県労働委員会委員	R7.12.1
井上純	元中日新聞社名古屋本社論説室論説委員 前愛知県労働委員会委員	R1.12.2
岩崎真未	アルペン労働組合中央執行書記長 愛知県労働委員会委員	R5.12.1
上野千晴	弁護士 愛知県労働委員会委員	R7.12.1
大河内美紀	名古屋大学大学院法学研究科教授 愛知県労働委員会委員	R7.4.14
大辻祥子	株式会社サーラコーポレーション取締役管理本部長 愛知県労働委員会委員	R3.12.1
大参澄夫	元公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団理事長 前愛知県労働委員会委員	R5.12.1

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
勝 岡 信 明	中部電力労働組合特別委員 前愛知県労働委員会委員	R5. 12. 1
勘米良 晃 司	U Aゼンセン愛知県支部支部長 愛知県労働委員会委員	R4. 11. 28
木 戸 英 博	C K D労働組合中央執行委員長 愛知県労働委員会委員	R5. 12. 1
後 藤 啓 文	興和株式会社取締役専務執行役員総務本部長 愛知県労働委員会委員	R3. 12. 1
左 合 澄 人	ノリタケ株式会社顧問 愛知県労働委員会委員	R5. 12. 1
柴 田 洋二郎	中京大学法学部教授 愛知県労働委員会委員	R7. 12. 1
杉 島 由美子	中京大学法学部教授 前愛知県労働委員会委員	H27. 12. 1
武 田 美穂子	愛知県経営者協会会員サービス部担当部長 愛知県労働委員会委員	R7. 1. 14
谷 口 八 束	新東工業株式会社シニアアドバイザー 愛知県労働委員会委員	R7. 12. 1
富 田 晃 弘	名古屋鉄道労働組合中央執行委員長 愛知県労働委員会委員	R7. 12. 1
富 田 隆 司	弁護士 愛知県労働委員会会長	R3. 12. 1
中 島 裕 子	トヨタ自動車労働組合特別執行委員 愛知県労働委員会委員	R5. 12. 1
中 島 紳 裕	愛知県道路公社監事 愛知県労働委員会委員	R7. 12. 1
夏 目 俊 信	新東工業株式会社フェロー 前愛知県労働委員会委員	H27. 12. 1
東 村 誠	トヨタ自動車株式会社人事部労政室主幹 前愛知県労働委員会委員	R7. 5. 26

氏名	現職・経歴	委嘱年月日
福谷 朋子	弁護士 愛知県労働委員会会長代理	R5.12.1
松永 光司	元株式会社デンソー人事部副部長 愛知県労働委員会委員	R7.12.1
松村 実	日本製鉄名古屋労働組合組合長 愛知県労働委員会委員	R7.12.1
村上 貴司	石塚硝子中央労働組合中央執行委員長 愛知県労働委員会委員	R5.12.1
森 美穂	弁護士 前愛知県労働委員会会長	R1.12.2
安井 裕貴	愛知県労働委員会事務局長	R7.4.14
横井 純	愛知県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	R6.4.8

(注) 前愛知県労働委員会委員の現職・経歴は委員在任時のもの

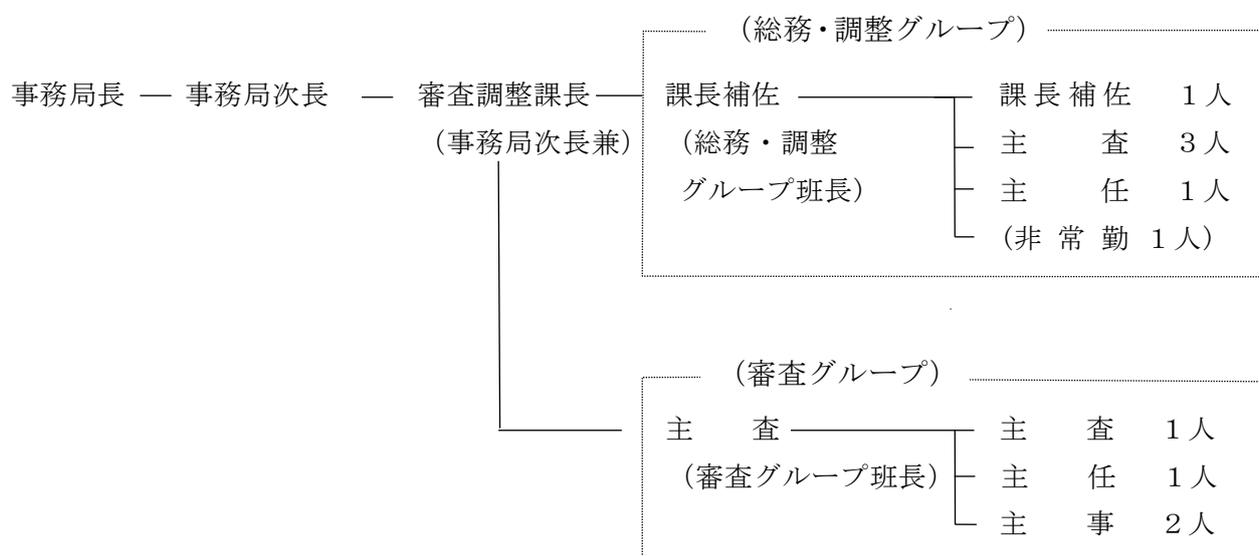
第4 事務局

労働組合法第19条の12第6項において準用する第19条の11第1項及び同法施行令第25条の規定により、委員会には、委員会の事務を整理するために事務局を置くこととされており、事務局には会長の同意を得て、知事が任命する事務局長以下必要な職員が配置されることとなっている。

当委員会では、事務局の内部組織、分掌事務等を定める愛知県労働委員会事務局の組織に関する規則（平成16年愛知県規則第76号）に基づき、事務局内に審査調整課を設置し、定められた分掌事務に事務局長以下13人が従事している。

なお、令和7年度における事務局の組織及び分掌事務は次のとおりである。

◎ 組織



◎ 分掌事務
審査調整課

<総務・調整グループ>

- (1) 事務局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関すること。
- (2) 事務局に属する職員の人事に関すること。
- (3) 事務局に属する文書、予算及び経理に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 労働委員会及び事務局の会議に関すること。
- (6) 委員及びあっせん員候補者に関すること。
- (7) 労働紛争に係る資料の収集及び整理に関すること。
- (8) 刊行物の編さん及び発行に関すること。
- (9) 事務局の庶務に関すること。
- (10) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁並びに実情調査に関すること。
- (11) 調停委員会及び仲裁委員会に関すること。
- (12) 争議行為の発生届出及び通知に関すること。
- (13) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 20 条第 2 項に規定する通報に関すること。
- (14) 個別労働関係紛争に係るあっせんに関すること。
- (15) 労働組合の資格審査に関すること（不当労働行為に係るものを除く。）。

<審査グループ>

- (16) 公益委員会議に関すること。
- (17) 労働組合の資格審査に関すること（不当労働行為に係るものに限る。）。
- (18) 不当労働行為に関すること。
- (19) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 5 条第 2 項に規定する認定及び告示並びに同条第 3 項に規定する通知の受理に関すること。
- (20) 労働協約の地域的の一般的拘束力に関すること。
- (21) 公益事業の争議行為通知義務違反の処罰請求に関すること。

第2節 委員会の会議

第1 総会及び公益委員会議

1 総会

総会は、全委員で構成される委員会運営の中心となる会議で、労働委員会規則（以下「労委規則」という。）第5条第1項に規定する労働組合法（以下「労組法」という。）第18条の規定による労働協約の拡張適用の決議に関する事項、労働関係調整法（以下「労調法」という。）第10条の規定によるあっせん員候補者の委嘱及び労働関係調整法施行令（以下「労調法施行令」という。）第5条の規定によるあっせん員候補者の解任に関する事項、労調法第12条第1項ただし書の規定による臨時のあっせん員の委嘱に関する事項、同法第18条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（以下「地方公労法」という。）第14条の規定による調停の開始に関する事項、労調法第30条及び地方公労法第15条の規定による仲裁の開始に関する事項、労組法第19条の12第6項において準用する同法第19条の7第2項及び第19条の9の規定に基づく委員の罷免並びに会長及び会長代理の選挙に関する事項、同法第22条第1項に定める要求、臨検又は検査に関する事項、都道府県労働委員会規則の制定及び改廃に関する事項、労調法施行令第1条の6において準用する同令第1条及び第1条の3の規定による特別調整委員の設置、定数及び任期又は罷免に関する事項（以下「付議事項」という。）等を審議決定するほか、公益委員会議並びに委員会に付置されるあっせん員、調停委員会、仲裁委員会及び小委員会からの活動の報告を受けて、とるべき指針の決定あるいは具体的な処理等を行っている。

当委員会では、定例総会を原則として毎月第2、第4月曜日に、また、会長が必要と認めたとき等に臨時総会を開催している。

令和7年においては、定例総会を21回、臨時総会を1回開催した（表1「総会及び公益委員会議開催状況」）。なお、定例総会の付議事項以外の主な議題は下記のとおりである。

<付議事項以外の主な議題>

○報告事項

- 1 不当労働行為救済申立事件処理状況
- 2 行政訴訟事件処理状況
- 3 不当労働行為再審査申立事件
- 4 労働組合資格審査処理状況
- 5 調整事件処理状況
- 6 個別あっせん事件処理状況
- 7 争議行為予告通知

2 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで行われる会議であって、労委規則第9条第1項に規定する労組法第5条又は第11条の規定による労働組合の資格審査に関する事項、同法第7条、第4章第2節及び第3節並びに第27条の23の規定による不当労働行為に関する事項、労調法第42条の規定による同法第37条違反被疑事件の処罰請求に関する事項並びに地方公労法第5条第2項の規定による非組合員の範囲の認定及び告示に関する事項（以下「付議事項」という。）等を審議している。

当委員会では、原則として定例総会日に定例の公益委員会議を、また、このほか会長が必要と認めたときに臨時の公益委員会議を開催している。

令和7年においては、定例及び臨時を合わせて28回開催した（表1「総会及び公益委員会議開催状況」）。なお、公益委員会議の付議事項以外の主な議題は下記のとおりである。

<付議事項以外の主な議題>

○報告事項

- 1 不当労働行為救済申立事件
- 2 行政訴訟事件

表1 総会及び公益委員会議開催状況

開催月日	総 会	公益委員会議
R7. 1. 14	第1709回（定例）	第1758回（定例）
R7. 1. 20		第1759回（臨時）
R7. 1. 27	第1710回（定例）	第1760回（定例）
R7. 2. 10	第1711回（定例）	第1761回（定例）
R7. 2. 17		第1762回（臨時）
R7. 2. 25	第1712回（定例）	第1763回（定例）
R7. 3. 10	第1713回（定例）	第1764回（定例）
R7. 3. 24	第1714回（定例）	第1765回（定例）
R7. 4. 14	第1715回（定例）	第1766回（定例）
R7. 4. 28	第1716回（定例）	第1767回（定例）
R7. 5. 12	第1717回（定例）	第1768回（定例）
R7. 5. 26	第1718回（定例）	第1769回（定例）
R7. 6. 9	第1719回（定例）	第1770回（定例）
R7. 6. 23	第1720回（定例）	第1771回（定例）
R7. 7. 28	第1721回（定例）	第1772回（定例）
R7. 8. 25	第1722回（定例）	第1773回（定例）

開催月日	総 会	公益委員会議
R7. 9. 8	第 1723 回（定例）	第 1774 回（定例）
R7. 9. 22	第 1724 回（定例）	第 1775 回（定例）
R7. 10. 14	第 1725 回（定例）	第 1776 回（定例）
R7. 10. 27	第 1726 回（定例）	第 1777 回（定例）
R7. 11. 04		第 1778 回（臨時）
R7. 11. 05		第 1779 回（臨時）
R7. 11. 10	第 1727 回（定例）	第 1780 回（定例）
R7. 11. 20		第 1781 回（臨時）
R7. 11. 21		第 1782 回（臨時）
R7. 11. 25	第 1728 回（定例）	第 1783 回（定例）
R7. 11. 28		第 1784 回（臨時）
R7. 12. 1	第 1729 回（臨時）	
R7. 12. 8	第 1730 回（定例）	第 1785 回（定例）

第2 連絡協議会等

中央及び各都道府県労働委員会相互の連絡を密にし、その事務の処理について必要な統一と調整を図るため、労働委員会規則第86条の規定に基づき、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議が全国及び地域ブロック別に設置されている。

また、十四都道府県による会議、公・労・使各委員の会議、事務局側の審査及び調整の各主管課長会議が、随時開催されている。

1 全国労働委員会連絡協議会

(1) 全国労働委員会連絡協議会労働委員会制度創設80周年記念行事第3回企画委員会

期 日 令和7年7月11日
場 所 東京都港区
議 題 協議事項 労働委員会制度創設80周年記念行事について

(2) 全国労働委員会連絡協議会第3回運営委員会

期 日 令和7年7月11日
場 所 東京都港区
議 題 協議事項 第80回全国労働委員会連絡協議会総会の運営について
報告事項 1 労働委員会制度創設80周年記念行事について
2 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会について
3 令和7年度公労使委員合同研修（全体研修）について
4 令和7年度公労使委員個別紛争専門研修について
5 「個別労働関係紛争処理制度周知月間」について
6 調整事件・不当労働行為事件取扱件数（全労委、新規係属件数）、
労働局あっせん及び労働審判件数の推移について
7 都道府県労働委員会における委員報酬の状況について

(3) 全国労働委員会連絡協議会労働委員会制度創設80周年記念行事第4回企画委員会

期 日 令和7年11月13日
場 所 東京都文京区
議 題 協議事項 労働委員会制度創設80周年記念行事について

(4) 第80回全国労働委員会連絡協議会総会

期 日 令和7年11月13日～14日
場 所 東京都文京区
議 題 1 働き方が変化する中での今後の労働委員会のあり方について
2 コロナ禍の教訓から学ぶ

記念講演 「労働委員会制度の意義と今後の課題」

(5) 全国労働委員会連絡協議会第1回運営委員会

期 日 令和7年11月14日

場 所 東京都文京区

議 題 協議事項 1 運営委員長の選出について
2 副運営委員長の選出について
3 第81回全国労働委員会連絡協議会総会の開催期日及び会場について
4 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の開催期日及び会場について

報告事項 1 令和7年度公労使委員合同研修(全体研修)の実施状況について
2 令和7年度「個別労働紛争処理制度」周知月間の取組について

2 全国労働委員会会長連絡会議

期 日 令和7年6月13日

場 所 和歌山県和歌山市

議題懇談 和解の取組について

講 演 「今後の労働基準関係法制の検討課題」

3 十四都道府県労働委員会会議

(1) 十四都道府県労働委員会公益委員会議

期 日 令和7年10月21日～22日

場 所 広島県広島市

議 題 1 審査事件における争点整理等の工夫について
2 会社が解散した場合の親会社等の使用者性について

(2) 第39回14都道府県労働委員会使用者委員会議

期 日 令和7年7月3日

場 所 新潟県新潟市

議 題 1 調整・審査事件あるいは個別労働関係紛争あっせんの事例
2 使用者に向けた労働法令や労働委員会制度の周知・啓発の取組について

特別講演 「心理学の知見を労働紛争の解決に活かす～意思決定のメカニズムから労働問題を理解する～」

4 中部地区労働委員会会議

(1) 中部地区労働委員会連絡協議会（三者会議）

期 日 令和7年10月23日～24日

場 所 岐阜県岐阜市

- 議 題
- 1 学校法人等における解雇・雇止め、処遇の引下げなどをめぐる事件について
 - 2 争いの原因となった行為の発生から長期間経過した紛争に関する個別的労使紛争のあっせん申出の取扱いについて
 - 3 「財務状況の開示」や「組合員の定年後再雇用」を調整事項とするあっせんについて
 - 4 和解において、和解金の支払いを条項に入れる場合に、債務者に支払い能力が疑われる場合の対応について
 - 5 参与委員の忌避について

(2) 中部地区労働委員会会長連絡会議及び公益委員連絡会議

期 日 令和7年5月22日～23日

場 所 福井県福井市

- 議 題
- 1 ユニオン・ショップ協定締結下における使用者の責務について
 - 2 労働委員会の期日に出席する組合員の賃金保障に係る労使慣行について
 - 3 有期労働契約で雇用で雇用された労働者の試用期間満了時の解雇をめぐる紛争の取扱いについて
 - 4 精神疾患を有する労働者への労働委員会としての対応について
 - 5 （意見交換）審査手続きに不慣れな当事者への調査・審問での審査指揮について

講 演 「近年における労働裁判の動向」

5 全国労働委員会労働者側委員連絡協議会

(1) 幹事会

令和7年3月13日（Web会議による開催）

令和7年7月11日（東京都港区）

令和7年10月17日（Web会議による開催）

令和7年11月12日（東京都港区）

(2) 中部ブロック幹事会

令和7年2月7日（岐阜県岐阜市）

(3) 中部ブロック総会・研修会

令和7年5月15日（岐阜県岐阜市）

6 全国労働委員会使用者委員連絡会議 幹事会

令和7年4月14日（東京都千代田区）

令和7年7月11日（東京都港区）

令和7年11月12日（東京都千代田区）

7 事務局長及び各主管課長会議

(1) 事務局長連絡会議

区 分	期 日	場 所
全 国	令和7年6月12日	和歌山県和歌山市
中 部 地 区	令和7年5月16日 令和7年9月3日	Web会議による開催

(2) 審査主管課長会議

区 分	期 日	場 所
全 国	令和7年10月23日	東京都港区
中 部 地 区	令和7年7月25日	Web会議による開催

(3) 調整主管課長会議

区 分	期 日	場 所
全 国	令和7年10月24日	東京都港区
中 部 地 区	令和7年7月25日	Web会議による開催

第2章 不当労働行為の審査等

第1節 不当労働行為の審査

第1 概 要

1 取扱事件の状況

(1) 取扱件数及び審査回数の状況

令和7年における不当労働行為救済申立事件の取扱件数は22件で、その内訳は、前年からの繰越し14件、新規申立て8件である。これら取扱事件のうち終結は9件で、残り13件は翌年に繰り越された（「第2 不当労働行為救済申立事件一覧」参照）。

また、上記22件の審査の過程における調査、審問、和解の実施回数を合わせた審査回数は64回（調査51回、審問11回、和解2回）で、月平均5.3回となっている。

表1 取扱件数及び審査回数の状況

(単位：件)

区 分		年	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
取 扱 件 数	前年からの繰越し		18	11	11	17	14
	新規申立て		12	7	14	9	8
	計		30	18	25	26	22
審 査 回 数 (回) (調査・審問・和解)			78	97	79	78	64

(注) 令和5年の新規申立ての件数は、一部救済命令取消判決の確定による審査の再開1件を含む。

(2) 救済申立内容の状況

令和7年の取扱件数22件を救済申立内容別にみると、解雇、配置転換、賃金差別等の不利益取扱いの排除、労働組合が申し入れた団体交渉への応諾及び支配介入の排除を求めるもの（労働組合法「7条1・2・3号」）並びに団体交渉への応諾を求めるもの（労働組合法「7条2号」）が各6件と最も多い。次いで、団体交渉への応諾及び支配介入の排除を求めるもの（労働組合法「7条2・3号」）が4件となっており、以上の3区分で全体の73%を占めている。

表2 救済申立内容別取扱件数の状況

(単位：件)

区 分		年				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
労組法 7条	1号	-	-	-	-	1
	1・2号	-	-	4	4	1
	1・3号	-	-	-	2	2
	1・2・3号	5	7	7	9	6
	1・2・4号	-	-	1	1	-
	1・3・4号	2	-	-	-	-
	1・2・3・4号	-	-	3	2	1
	2号	13	5	5	5	6
	2・3号	6	3	3	2	4
	2・3・4号	1	1	1	-	-
	3号	3	2	1	1	1
計		30	18	25	26	22
(うち1号が含まれるもの)		(7)	(7)	(15)	(16)	(11)
(うち2号が含まれるもの)		(25)	(16)	(24)	(23)	(18)
(うち3号が含まれるもの)		(17)	(13)	(15)	(16)	(14)
(うち4号が含まれるもの)		(3)	(1)	(5)	(3)	(1)

参考 不当労働行為の一覧

労働組合法第7条		不 当 労 働 行 為
1号	不利益取扱い	<p>使用者が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 労働組合の組合員であること ② 労働組合に加入しようとしたこと ③ 労働組合を結成しようとしたこと ④ 労働組合の正当な行為をしたこと <p>を理由に、労働者を解雇したり、その他不利益な取扱いをすること。</p>
	黄犬契約	<p>使用者が</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 労働組合に加入しないこと ② 労働組合から脱退すること <p>を労働者の雇用条件とすること。</p> <p>ただし、特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数を代表する労働組合が、その組合員となることを雇用条件とする労働協約を使用者と締結することはできる。</p>

労働組合法第7条		不 当 労 働 行 為
2 号	団体交渉拒否	使用者が、 雇用している労働者の代表者と団体交渉することを正当な理由なく拒むこと。
3 号	支配介入	使用者が、 ① 労働組合を結成すること ② 労働組合を運営すること } を支配したり、これに介入すること。
	経費援助	使用者が、 労働組合の運営経費について経理上の援助を与えること。 ただし、 ① 労働者が労働時間中に使用者と協議又は交渉した場合、賃金を支給すること ② 厚生資金又は福利その他の基金に対して寄附すること ③ 最小限の広さの事務所を労働組合に提供することは経理上の援助とみなされない。
4 号	報復的不利益取扱い	使用者が、 ① 不当労働行為の申立てをしたこと ② 再審査の申立てをしたこと ③ 不当労働行為審査手続の調査、審問、和解や争議の調整の場合に証拠を提出したり、発言したこと } を理由に、労働者を解雇したり、その他不利益な取扱いをすること。

(3) 業種の状況

令和7年の取扱件数22件を業種別にみると、「運輸業、郵便業」が8件で最も多く、次いで「製造業」が7件となっており、以上の2区分で全体の68%を占めている。

表3 業種別取扱件数の状況

(単位：件)

区 分 \ 年	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
鉱業、採石業、砂利採取業	2	-	-	-	-
建設業	-	1	1	1	-
製造業	6	5	6	8	7
情報通信業	1	-	1	-	-
運輸業、郵便業	15	7	12	9	8
卸売業、小売業	1	1	1	1	1
教育、学習支援業	1	1	1	3	3
医療、福祉	1	2	2	3	1
複合サービス事業	-	-	-	-	1
サービス業	3	1	1	1	1
公務	-	-	-	-	-
計	30	18	25	26	22

2 新規申立事件の概要

(1) 救済申立内容の状況

令和7年における新規申立件数は8件で、その救済申立内容別の内訳は、労働組合法「7条2号」が3件、「1・2・3号」が2件、「1号」、「1・3号」及び「2・3号」が各1件となっている。

(2) 申立人の状況

申立人別では、組合申立てが7件、個人の申立てが1件となっている。

(3) 従業員規模の状況

従業員規模別の内訳は、「100人未満」の事業所が5件、「100人～499人」の事業所が2件、「500人以上」の事業所が1件となっている。

(4) 業種の状況

業種別の内訳は、「運輸業、郵便業」が4件、「製造業」が2件、「教育、学習支援業」及び「複合サービス事業」が各1件となっている。

表4 新規申立事件の内容の状況

(単位：件)

区分		年	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
救済別内容	労組法7条	1号	-	-	-	-	1
		1・2号	-	-	4	-	-
		1・3号	-	-	-	1	1
		1・2・3号	3	4	3	2	2
		1・2・4号	-	-	1	-	-
		1・2・3・4号	-	-	3	-	-
		2号	4	3	2	3	3
		2・3号	4	-	1	2	1
		3号	1	-	-	1	-
計		12	7	14	9	8	
申立人別	組合	12	7	14	8	7	
	組合・個人	-	-	-	-	-	
	個人	-	-	-	1	1	
	計	12	7	14	9	8	
従業員規模別	100人未満	5	5	6	2	5	
	100人～499人	4	1	8	3	2	
	500人以上	3	1	-	4	1	
	計	12	7	14	9	8	
業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	
	建設業	-	1	1	-	-	
	製造業	2	3	3	3	2	
	情報通信業	-	-	1	-	-	
	運輸業、郵便業	5	2	6	3	4	
	卸売業、小売業	1	-	1	-	-	
	教育、学習支援業	1	-	-	2	1	
	医療、福祉	-	1	1	1	-	
	複合サービス事業	-	-	-	-	1	
	サービス業	3	-	1	-	-	
	公務	-	-	-	-	-	
計	12	7	14	9	8		

(注) 令和5年の件数は、一部救済命令取消判決の確定による審査の再開1件を含む。

3 終結状況

(1) 終結事件の状況

令和7年の取扱件数22件のうち、終結事件は9件で、その内訳は、「命令・決定」によるものが5件、「和解・取下」によるものが4件となっている。

表5 終結事件の状況

(単位：件)

区分		年					
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
取扱件数		30	18	25	26	22	
終 結 状 況	命令・決定	全部救済	1	2	-	2	-
		一部救済	-	1	2	2	2
		棄却	8	-	2	2	2
		取下	-	-	-	1	1
		計	9	3	4	7	5
	和解・取下	関与和解	8	4	1	5	3
		自主和解	1	-	3	-	1
		取下	1	-	-	-	-
		計	10	4	4	5	4
	合計		19	7	8	12	9
翌年へ繰越し		11	11	17	14	13	

(2) 不服申立状況

令和7年に発出した5件の命令・決定のうち、中央労働委員会に再審査の申立てが行われたものが3件(申立人によるもの2件、被申立人によるもの1件)、申立人から名古屋地方裁判所へ行政訴訟が提起されたものが3件あった。

表6 不服申立の状況

(単位：件)

区分		年					
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
命令・決定		9	3	4	7	5	
確定		5	-	2	-	-	
不服申立		3	3	1	5	6	
不服申立の内訳	再審査	労	2	-	-	1	2
		使	1	2	1	2	1
		双方	-	-	-	-	-
	行政訴訟	労	-	-	-	2	3
		使	-	1	-	-	-
		双方	-	-	-	-	-

(注) 令和5年の不服申立の件数は、一つの事件の命令に対して使用者側2社がそれぞれ申し立てた再審査を1件として計上したものである。

(3) 所要日数の状況

令和7年に終結した事件9件の申立てから終結までの平均所要日数は520日となっている。

なお、労働組合法第27条の18に規定する審査の期間の目標について、当委員会では、1年半以内のできるだけ短い期間と定めている（平成17年1月24日第1274回公益委員会議決定）。

表7 審査期間別終結件数と平均所要日数の状況

(単位：件)

区分 年	命令・決定			和解・取下			全事件		
	1年半 以内	1年半 超	計	1年半 以内	1年半 超	計	1年半 以内	1年半 超	計
R 3	5	4	9 (542日)	10	0	10 (168日)	15	4	19 (345日)
R 4	0	3	3 (663日)	2	2	4 (493日)	2	5	7 (566日)
R 5	1	3	4 (840日)	3	1	4 (414日)	4	4	8 (627日)
R 6	2	5	7 (562日)	4	1	5 (379日)	6	6	12 (486日)
R 7	2	3	5 (599日)	3	1	4 (421日)	5	4	9 (520日)
計	10	18	28 (613日)	22	5	27 (329日)	32	23	55 (474日)

(注) () 内は平均所要日数である。

第2 不当労働行為救済申立事件一覧

前年繰越分（14件）

事件 番号	申立 区分	業 種 別 従業員数(申立時)	労組法 7条 該当号	請 求 内 容	申立年月日	所 要 日 数	調査回数	担当委員
					処理状況		審問回数 和解回数 証人等数	
4 (不) 4	組合	製造業 (輸送用機械 器具製造業) 150	1・2・3	不利益取扱いの撤回、 減額分の貸金支払、団 体交渉応諾、文書の掲 示	4. 3. 7	1,396	16(2)	(審) 富田(隆)
					係属中		4(4)	(労) 中島(裕)
							0(0)	(使) 左合
							6(6)	
5 (不) 1	組合	卸売業、小売 業 (機械器具小 売業) 341	1・2	団体交渉応諾、文書の 掲示・文書の交付	5. 1. 17	1,030	16(6)	(審) 井上
					関与和解 7. 11. 11		0(0)	(労) 勘米良
							0(0)	(使) 大辻
							0(0)	
5 (不) 4	組合	運輸業、郵便 業 (道路貨物運 送業) 約230	2・3 (5.9.12 1号追加) (6.8.5 1号取下げ)	不利益取扱いの撤回、 団体交渉応諾、団体交 渉における暴言の禁 止、支配介入の禁止、 文書の掲示	5. 3. 20	682	8(7)	(審) 森
					一部救済 7. 1. 29		3(0)	(労) 村上
							0(0)	(使) 梶原
							5(0)	
5 (不) 5	組合	サービス業 (自動車整備 業) 9	1・2・ 3・4 (7.3.6 4号追加)	文書の掲示	5. 4. 5	989	12(4)	(審) 井上
					棄却 7. 12. 18		2(2)	(労) 岩崎
							0(0)	(使) 梶原 →夏目
							2(2)	
5 (不) 9	組合	製造業 (金属製品製 造業) 約200	1・2・3	不利益取扱いの撤回、 団体交渉応諾、支配介 入の禁止、文書の掲示	5. 6. 13	933	12(6)	(審) 渡部 →富田(隆)
					係属中		0(0)	(労) 八代 →勘米良
							3(0)	(使) 板倉
							0(0)	
6 (不) 1	組合	製造業 (食料品製造 業) 298	2	団体交渉応諾、文書の 掲示	6. 1. 15	410	3(0)	(審) 杉島
					一部救済 7. 2. 27		1(0)	(労) 勝岡
							1(0)	(使) 大辻
							0(0)	

事件 番号	申立 区分	業 種 別 従業員数(申立時)	労組法 7条 該当号	請 求 内 容	申立年月日	所 要 日 数	調査回数	担当委員
					処理状況		審問回数 和解回数 証人等数	
6 (不) 2	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	1・2・3	原職復帰・バックペイ、協定の締結、文書の掲示	6. 3. 13	630	6(2)	(審)福谷 (労)八代 →村上 (使)板倉
		棄却			1(1) 0(0) 3(3)			
		約2,000			7.12. 2			
6 (不) 3	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	2・3	団体交渉応諾、団体交渉で確認した内容の履行、文書の掲示	6. 7. 9	541	6(3)	(審)大参 (労)木戸 (使)夏目
		係属中			2(2) 0(0) 3(3)			
		約370						
6 (不) 4	組合	教育、学習支援業 (学校教育)	2	団体交渉応諾	6. 8. 8	511	7(5)	(審)福谷 (労)村上 (使)田口 →武田
		係属中			0(0) 0(0) 0(0)			
		1,425						
6 (不) 5	組合	医療、福祉 (社会保険・社会福祉・介護事業)	1・3	原職復帰・バックペイ、支配介入の禁止、文書の掲示	6. 9. 6	482	5(4)	(審)森 →上野 (労)中島(裕) (使)後藤
		係属中			0(0) 0(0) 0(0)			
		28						
6 (不) 6	組合	製造業 (窯業・土石製品製造業)	2	団体交渉応諾、文書の掲示	6. 9. 6	231	5(3)	(審)富田(隆) (労)勝岡 (使)左合
		関与和解			0(0) 1(1) 0(0)			
		20			7. 4. 24			
6 (不) 7	組合	運送業、郵便業 (道路貨物運送業)	2・3	団体交渉応諾、確認書の作成、他組合との差別扱禁止、文書の掲示	6. 9. 25	385	7(5)	(審)大参 (労)木戸 (使)夏目
		関与和解			1(1) 2(1) 3(3)			
		約370			7.10.14			
6 (不) 8	組合	教育、学習支援業 (学校教育)	1・2・3	不利益取扱いの撤回、団体交渉応諾、ハラスメント対策委員の職氏名の開示、文書の掲示	6.11.11	416	5(5)	(審)杉島 →柴田 (労)勘米良 (使)板倉
		係属中			0(0) 0(0) 0(0)			
		1,010						

事件 番号	申立 区分	業 種 別 従業員数(申立時)	労組法 7条 該当号	請 求 内 容	申立年月日	所 要 日 数	調査回数	担当委員
					処理状況		審問回数	
6 (不) 9	個人	製造業 (輸送用機械 器具製品製 造業) 約6,900	3	組合の役職の人選へ の不介入、マイナス査 定評価の無効	6.10.29	282	3(3)	(審)大参 (労)勝岡 (使)後藤
					却下		0(0)	
7.8.6	0(0)							
	0(0)							

(注) 1 「所要日数」、「調査回数」、「審問回数」、「和解回数」及び「証人等数」は、申立時から終結時又は令和7年12月末日まで(()内は同年中)の数字である。

2 「証人等数」は、実人数である。

令和7年申立分（8件）

事件 番号	申立 区分	業 種 別 従業員数(申立時)	労組法 7条 該当号	請 求 内 容	申立年月日	所 要 日 数	調査回数	担当委員
					処理状況		審問回数 和解回数 証人等数	
7 (不) 1	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	1・2・3	不利益取扱いの撤回、 団体交渉応諾、支配介 入の禁止、文書の揭示	7. 7. 7	178	2	(審)大河内 (労)岩崎 (使)東村 →板倉
		係属中			0			
		457					0	
7 (不) 2	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	2	団体交渉応諾、文書の 揭示	7. 8. 1	153	2	(審)森 →上野 (労)木戸 (使)武田
		係属中			0			
		—					0	
7 (不) 3	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	2	団体交渉応諾、文書の 揭示	7. 9. 2	37	0	(審)大河内 (労)村上 (使)後藤
		自主和解			0			
		1, 320			7.10. 8		0	
7 (不) 4	個人	教育、学習支 援業 (その他の教 育、学習支援 業)	1	不利益取扱いの撤回、 原職復帰・バックペイ	7. 9. 19	104	1	(審)大参 →中島(紳) (労)中島(裕) (使)板倉
		係属中			0			
		約34					0	
7 (不) 5	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	2・3	団体交渉応諾、資料の 提示、文書の揭示	7.11.18	44	0	(審)大河内 (労)木戸 (使)大辻
		係属中			0			
		75					0	
7 (不) 6	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	1・2・3	不利益取扱いの撤回、 団体交渉応諾、文書の 揭示	7.12. 1	31	0	(審)福谷 (労)村上 (使)武田
		係属中			0			
		254					0	

事件 番号	申立 区分	業 種 別 従業員数(申立時)	労組法 7条 該当号	請 求 内 容	申立年月日	所 要 日 数	調査回数	担当委員
					処理状況		審問回数	
7 (不) 7	組合	複合サービ ス事業 (協同組合)	2	団体交渉応諾	7.12.12	20	0	(審)伊藤 (労)松村 (使)谷口
		係属中			0			
		3			0			
					0			
7 (不) 8	個人	製造業 (石油製品、 石炭製品製 造業)	1・3	不利益取扱いの撤回、 団体交渉応諾、支配介 入の禁止、文書の掲示	7.12.22	10	0	(審)中島(紳) (労)富田(晃) (使)武田
		係属中			0			
		78			0			
					0			

- (注) 1 「所要日数」、「調査回数」、「審問回数」、「和解回数」及び「証人等数」は、申立時
から終結時又は令和7年12月末日までの数字である。
- 2 「証人等数」は、実人数である。

第3 事件要録

1 命令・決定

5年（不）第4号（7条2号・3号）

1 事案の概要

本件は、①令和4年12月8日の団体交渉（以下「団交」といい、令和4年12月8日の団体交渉を「12.8団交」という。）において、申立人X組合（以下「組合」という。）からの要求に対し、被申立人Y1会社及び被申立人Y3会社の代表取締役並びに被申立人Y2会社の監査役であるB1（以下「B1社長」という。）の対応が不誠実であったことが労働組合法（以下「労組法」という。）7条2号及び3号に、②組合が令和5年3月1日付けで申し入れた団交について、B1社長が当該団交の開催場所を「B2本社」と称する場所に指定したことで当該団交が開催されなかったことが労組法7条2号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、同年3月20日に当初申立てがされた事件である。

その後、本件は、同年5月24日、9月12日、10月10日及び11月1日に追加申立てがされたが、組合は、令和6年7月25日にC地方裁判所において裁判上の和解が成立したことを受け、同年8月5日に上記の追加申立てを取り下げた。

2 本件の争点

- (1) Y3会社は、Y1会社又はY2会社の従業員である組合の組合員の労組法上の使用者に該当するか。
- (2) 12.8団交における、B1社長の対応は、Y1会社、Y2会社又はY3会社との関係において、労組法7条2号及び3号の不当労働行為に該当するか。
- (3) 組合が令和5年3月1日付けで申し入れた団交について、B1社長が当該団交の開催場所を「B2本社」と称する場所に指定したことは、Y1会社、Y2会社又はY3会社との関係において、労組法7条2号の不当労働行為に該当するか。

3 主文の要旨

- (1) Y1会社は、組合との団交において、合意形成に向けて誠実に応じなければならない。
- (2) Y1会社は、組合から団交の申入れがあったときには、団交の開催場所につき、組合と誠実に協議して決定しなければならない。
- (3) Y1会社は、組合に対し、12.8団交において、年末賞与に係る協議に誠実に対応しなかったこと及び組合が令和5年3月1日付けで申し入れた団交について、開催場所をB2本社に指定し、同月15日付け「団体交渉の場所について」と題する書面（以下「3.15書面」という。）による開催場所の再協議に係る回答を行わなかったことが不当労働行為であると認定された旨の文書を交付しなければならない。

- (4) Y2会社は、組合との団交において、合意形成に向けて誠実に応じなければならない。
- (5) Y2会社は、組合から団交の申入れがあったときには、団交の開催場所につき、組合と誠実に協議して決定しなければならない。
- (6) Y2会社は、組合に対し、12.8団交において、年末賞与に係る協議に誠実に対応しなかったこと及び組合が令和5年3月1日付けで申し入れた団交について、開催場所をB2本社に指定し、3.15書面による開催場所の再協議に係る回答を行わなかったことが不当労働行為であると認定された旨の文書を交付しなければならない。
- (7) Y3会社に対する申立てを棄却する。

4 判断の要旨

(1) 争点(2)について

ア B1社長は、Y2会社の従業員の雇用契約期間や賞与の決定という経営面に関与しており、また、組合からの要求・協議事項に対する回答について、Y2会社に係る部分も含めて最終的に内容を決定していることからすれば、実質的には、Y2会社の経営陣である。

したがって、12.8団交におけるB1社長の対応は、Y1会社及びY2会社の対応といえる。

イ 年末賞与に係る協議において、B1社長は、組合のA執行委員長が要求を出せば全てマイナスという答えを出す旨を述べるなど、組合の要求や主張を完全に否定する対応に終始しているだけでなく、A執行委員長が経営状況の赤字や黒字について再度尋ねた際、組合の要求や主張を茶化すような態度を取っている。

ウ 団交は、労働組合及び使用者が、交渉事項に係るお互いの主張を交わし、それらについて検討を行うことによって合意を形成していく過程である。

このことからすれば、組合の要求や主張に対するB1社長の対応は、年末賞与に係る合意形成の可能性を失わしめるものであり、団交の一方当事者としての姿勢や態度として、誠実さに欠けるものといわざるを得ない。

エ したがって、12.8団交におけるB1社長の対応は、Y1会社及びY2会社との関係において、労組法7条2号の不当労働行為に該当する。

オ 本件の第2回審問において、B1社長は、A執行委員長が組合の執行委員長であると、組合と誠実に団交を行うことができない旨を証言している。

このことからすると、12.8団交におけるB1社長の一連の対応は、B1社長が、専らA執行委員長に対する嫌悪の情に基づき、Y1会社及びY2会社が組合との団交を誠実に行わないことを企図してされたものと評価できることから、Y1会社及びY2会社との関係において、労組法7条3号の不当労働行為に該当する。

(2) 争点(3)について

ア 令和5年3月1日付け「団体交渉申込書」(以下「3.1申込書」という。)の内容については、主にB1社長と、Y2会社の代表取締役並びにY1会社及びY3会社の取締役であるB3(以下「B3社長」という。)との間で協議を行った結果、組合に対し、団交の開催場所をY1会社及びY2会社の本社であるB2本社とする旨を連絡することが決定され、B1社長は、Y1会社及びY2会社の営業所であるB4営業所のB5所長にその旨組合に連絡するよう指示した。

この点、B 1 社長はY 1 会社の代表取締役、B 3 社長はY 2 会社の代表取締役であり、また、B 5 所長はY 1 会社及びY 2 会社における団交の窓口を担当していたことからすれば、組合が3.1申込書で申し込んだ団交の開催場所をB 2 本社に指定し、B 5 所長に対して上記の指示を行ったのは、Y 1 会社及びY 2 会社の行為であるといえる。

イ 12.8団交等の状況からすれば、Y 1 会社及びY 2 会社は、団交の開催場所をB 2 本社とすることを組合が受け入れられない旨を承知の上で、これを一方的に指定し、3.15書面に対する回答を行わないことをもって、開催場所の再協議に応じないという態度を明確にしたといわざるを得ない。このことは、実質的に団交を拒否したものと評価できる。

ウ したがって、組合が3.1申込書で申し入れた団交について、Y 1 会社及びY 2 会社が開催場所をB 2 本社に指定し、3.15書面による開催場所の再協議に係る回答を行わなかったことは、正当な理由のない団交拒否と認められ、労組法7条2号の不当労働行為に該当する。

(3) 争点(1)について

ア 12.8団交におけるB 1 社長の対応は、Y 1 会社及びY 2 会社の2社の対応として評価すればよく、ほかにY 3 会社の対応として評価できるような事実は認められない。

したがって、争点(2)において、Y 3 会社の労組法7条2号違反は成立し得ず、また、Y 3 会社が組合の弱体化を企図して行ったと評価できるような事実も認められないことから、同条3号違反も成立し得ない。

イ 労組法第7条第2号は、正当な理由のない団交拒否を禁止しているところ、当該行為の主体となり得る使用者は、労働組合から団交申入れを受けた者に限られる。

この点、3.1申込書及び3.15書面は、Y 1 会社及びY 2 会社宛ての書面であることから、組合からの団交申入れ先は、Y 1 会社及びY 2 会社であり、Y 3 会社は、団交申入れを受けておらず、実態としてY 3 会社に対応したとみられるような事実も認められない。

したがって、争点(3)において、Y 3 会社の労組法7条2号違反は成立し得ない。

ウ 以上のことから、争点(2)及び争点(3)について、Y 3 会社の労組法上の使用者性を判断する必要はない。

5年(不)第5号 (7条1・2・3・4号)

1 事案の概要及び本件の争点

本件は、次の(1)から(10)までの争点を対象に、令和5年4月5日から令和7年3月6日までの間に申し立てられた事件である。

(1) 被申立人Y会社(以下「会社」という。)は、申立人X組合(以下「組合」という。)の執行委員長であるA(以下「A委員長」という。)の令和5年1月末及び2月末支払分の賃金について、環境整備に係る時間及び会社都合の休業により就労できなかった時間を就労時間に含めずに計算したか。計算した場合、当該行為は、労組法7条1号の不当労働行為に該当

するか。

(2) 会社が、A委員長の令和5年1月末及び2月末支払分の賃金について、A委員長が申立外C1会社（以下「C1会社」という。）にも就労することによって生じる割増賃金を支払わなかったことは、労組法7条1号の不当労働行為に該当するか。

(3) 会社が、A委員長に対し、次の費用等を支払わなかったことは、労組法7条1号の不当労働行為に該当するか。

ア A委員長が令和5年1月26日及び27日に受講した特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（以下「本件講習」という。）の受講料及び講習日の賃金

イ A委員長が令和5年2月16日に受験した日本損害保険協会保険代理店試験（以下「本件試験」という。）の受験料及び試験日の賃金

(4) 会社の代表取締役であるB（以下「B社長」という。）が、A委員長に対し、令和5年4月末での解雇を告げたことは、労組法7条1号の不当労働行為に該当するか。

(5) 令和5年3月31日、B社長とA委員長が行った面談は、団交といえるか。団交といえる場合、B社長が机を蹴った後に退室して団交を終了させたことは、労組法7条2号及び3号の不当労働行為に該当するか。

(6) A委員長が適応障害を発症し、令和5年4月1日から就労できなかったことは、会社による労組法7条1号の不当労働行為に該当するか。

(7) 会社が、A委員長が会社を相手方としてC2地方裁判所に申し立てた労働審判（以下「本件労働審判」という。）の第1回期日を欠席したことは、労組法7条4号の不当労働行為に該当するか。

(8) 本件労働審判が訴訟に移行したことにより生じた費用等をA委員長が負担したことは、会社による労組法7条1号の不当労働行為に該当するか。

(9) 令和6年3月6日付けの団交申入れに対する会社の対応は、労組法7条2号の不当労働行為に該当するか。

(10) 組合からの令和6年6月13日付け及び22日付けの団交申入れに係る会社の対応は、労組法7条2号の不当労働行為に該当するか。

2 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

3 判断の要旨

(1) 争点(1)について

会社が、A委員長が組合の組合員であることを知ったのは令和5年3月22日であり、同年2月末までの賃金支払の時点で会社に不当労働行為意思が生じることはあり得ない。

したがって、会社が、A委員長の同年1月末及び2月末支払分の賃金について、環境整

備に係る時間及び会社都合の休業により就労できなかった時間を就労時間に含めずに計算したか否かにかかわらず、当該行為は労組法7条1号の不当労働行為に該当しない。

(2) 争点(2)について

A委員長の割増賃金が支払われなかったのは、本人が必要な情報を伝えなかったことが原因であり、会社に積極的な不払の意図はなかったものといえ、かつ令和5年1月末及び2月末支払分の割増賃金を支払う時点では、そもそも会社はA委員長が組合の組合員であることを認識していなかったことから、会社に不当労働行為意思が生じることはあり得ない。

したがって、会社が、A委員長の同年1月末及び2月末支払分の賃金について、A委員長がC1会社にも就労することによって生じる割増賃金を支払わなかったことは、労組法7条1号の不当労働行為に該当しない。

(3) 争点(3)について

会社の求人票には「業務上必要な資格の取得を費用負担等でバックアップします」と記載されていたところ、本件講習及び本件試験は、A委員長が会社での業務を行うに当たり必要なものではないことから、会社は求人票の記載どおりに実行したにすぎない。

また、会社がA委員長に本件講習の受講及び本件試験の受験を命じたと認めるに足る証拠はなく、会社があえて業務に必要な本件講習の受講及び本件試験の受験を命じるとは考え難い。

したがって、会社が、本件講習の受講料及び講習日の賃金並びに本件試験の受験料及び試験日の賃金を支払わなかったことは、労組法7条1号の不当労働行為に該当しない。

(4) 争点(4)について

会社がA委員長に解雇を告げたという事実を認定することはできず、労組法7条1号の不当労働行為性を判断するまでもない。

(5) 争点(5)について

B社長とA委員長との面談は、団交を行うことを予定していない中で始まったものといえ、B社長に当該面談が団交であるとの認識はないものといえる。

また、当該面談は、A委員長が会社の維持発展等について持論を述べたにすぎず、労働条件その他の待遇や労使関係上のルールについて労働協約の締結その他の取決めを目標として交渉を行ったと評価することはできない。

したがって、令和5年3月31日、B社長とA委員長が行った面談は、団交と評価することはできず、労組法7条2号及び3号の不当労働行為性を判断するまでもない。

(6) 争点(6)について

令和5年3月31日の面談におけるB社長の言動は、A委員長との間で口論のような状態が続いた上、A委員長の発言を受け、興奮のあまり生じたものにすぎず、当該面談後、A委員長が一方的にまくしたて、B社長がほとんど言葉を発することはなかったことからしても、A委員長の話を基に作成された診断書に記載のA委員長に対する威嚇があったもの

とはいえ、不利益な取扱いがあったとは認められない。

したがって、A委員長が適応障害を発症し、同年4月1日から就労できなかったことは、会社による労組法7条1号の不当労働行為に該当しない。

(7) 争点(7)について

当委員会から組合に対し、不利益に関する具体的な立証を促したものの得られなかった。

したがって、会社が、本件労働審判の第1回期日を欠席したことは、不利益性が認められず、労組法7条4号の不当労働行為に該当しない。

(8) 争点(8)について

本件労働審判は3回期日が開催され、2回目及び3回目の期日は会社も出席し、和解協議が行われたが不調となったこと等から、裁判所が労働審判法24条1項の規定により「労働審判手続を行うことが紛争の迅速かつ適正な解決のために適当でないと認め」て終了し、同条2項が準用する同法22条1項により訴訟に移行したものであって、当該手続中に会社の作為が入る余地はなく、会社が係争期間の引き延ばしを図ったという事実は認められない。

したがって、本件労働審判が訴訟に移行したことにより生じた費用等をA委員長が負担したことは、会社による労組法7条1号の不当労働行為に該当しない。

(9) 争点(9)について

組合は会社に対し、令和6年3月6日付け「第2回目団体交渉日程の依頼」と題する文書を送付し、団交を申し入れ、その後、会社は組合に対し、団交の開催場所を確認したものの、組合から返答がなく、団交が開催されなかった。

そうすると、同日付けの団交申し入れに対する会社の対応は、労組法7条2号の不当労働行為に該当しない。

(10) 争点(10)について

会社は、申し入れのあった団交に応じる意思を表明したものと見え、団交の開催を拒む意図は認められない。その後、会社は、日時を決定して組合に連絡しなかったものの、組合もまた会社に対し、団交の開催について問合せ等をしなかったことからすれば、会社が意図的に組合に連絡しなかったとは認められない。

したがって、令和6年6月13日及び22日付けの団交申し入れに係る会社の対応は、労組法7条2号の不当労働行為に該当しない。

6年(不)第1号(7条2号)

1 事案の概要

本件は、被申立人Y会社(以下「会社」という。)が、申立人X組合(以下「組合」という。)

からの、令和5年12月15日付け団体交渉（以下「団交」という。）申入れに応じなかったことが、労働組合法（以下「労組法」という。）7条2号に該当する不当労働行為であるとして、令和6年1月15日に申立てがなされた事件である。

2 本件の争点

会社が、組合からの令和5年12月15日付け団交申入れに応じなかったことは、労組法7条2号の不当労働行為に該当するか。

3 主文の要旨

- (1) 会社は、組合が提出した令和5年12月15日付け労働組合結成通知書兼団体交渉申入書に団交事項として記載された賃金体系及び賞与に関する事項について、団交に誠実に応じなければならない。
- (2) 会社は、組合に対し、組合が提出した令和5年12月15日付け労働組合結成通知書兼団体交渉申入書に団交事項として記載された3及び4の事項について組合からの団交申入れに応じなかったことが不当労働行為であると認定された旨の文書を交付しなければならない。
- (3) その余の申立ては棄却する。

4 判断の要旨

(1) 令和5年12月15日付け労働組合結成通知書兼団体交渉申入書に記載された1から4までの団交事項（以下「本件団交事項」という。）のうち1及び2は、組合の組合員の労働条件その他の待遇に係る事項とはいえず、組合と会社との間の団体的労使関係の運営に関する事項ともいえない。また、取締役の選任及び解任は、株主総会の決議事項であって、使用者には処分可能なものではない。

したがって、本件団交事項1及び2は義務的団交事項ではないことから、会社が本件団交事項1及び2に係る団交に応じなかったことは正当な理由があり、労組法7条2号の不当労働行為に該当しない。

(2) 団交は、その制度の趣旨からみて、直接話し合う方式によるのが最も適当であり、専ら書面による回答のみとする方式は、直接話し合う方式に代わる機能を有するものではなく、労組法の予定する団交の方式ということではできない。書面による回答のみとする方式が許される場合があるとしても、それによって団交義務の履行があったとすることができるのは、直接話し合う方式を採ることが困難であるなど特段の事情があるときに限ると解すべきである。本件においては、このような事情を認めるに足りる証拠はないのであるから、組合の団交申入れに対し、会社が、本件団交事項3及び4について書面による回答をしたことにより、団交を拒否していないといえないことは明らかである。

(3) また、使用者が、協議事項の具体的な特定や、使用者からの事前の質問に対する回答を要求し、その特定や回答がなされない限り団交に応じないとするのは適切ではなく、使用者は、かかる特定や回答がなされない場合でも、協議事項が義務的団交事項であると評価できるならば、原則的には団交に応じる必要があると解される。本件団交事項3及び4は義務的団交事項と評価でき、さらに協議を行えない程度に具体性を欠くとはいえないことから、会社は団交に応じる必要がある。

(4) したがって、会社が、本件団交事項3及び4について、組合からの令和5年12月15日付け団交申入れに応じなかったことは、労組法7条2号の不当労働行為に該当する。

(5) なお、会社は、組合は専ら前代表取締役社長の復帰のみを要求する団体にすぎず、労組法上の労働組合ではない旨を主張する。

組合の規約3条には、「本組合は、団結と相互扶助の精神により組合員の労働条件を維持改善し、経済的社会的地位の向上をはかることを目的とする。」と規定されており、現に、組合は、会社に対し、本件団交事項3及び4において、労働条件に関する団交を申し入れていることから、会社の主張には理由がない。

6年(不)第2号(7条1・2・3号)

1 事案の概要

本件は、次の①から⑥までの事項が、被申立人Y会社(以下「会社」という。)による労働組合法(以下「労組法」という。)7条各号の不当労働行為に該当するとして、①から③までについて令和6年3月13日に、④及び⑥について同年8月2日に、⑤について令和7年2月5日に申立てがされた事件である。

- ① 申立外B会社(以下「B会社」という。)が、令和5年10月17日まで申立人X組合(以下「組合」という。)の執行委員長であるA(以下「A委員長」という。)に健康保険証を交付しなかったこと(労組法7条1号及び3号)
- ② 令和5年9月29日のA委員長の事故に伴うB会社の労災申請に係る対応(労組法7条1号及び3号)
- ③ B会社が、令和6年1月9日のA委員長の事故に伴う労災申請を行わなかったこと(労組法7条1号及び3号)
- ④ 令和5年11月2日、同月17日、同年12月21日、令和6年1月16日及び同年2月27日に開催された組合とB会社との団体交渉(以下「団交」という。)の後、協定書が作成されなかったこと(労組法7条2号)
- ⑤ B会社が、令和6年1月16日付け「有期労働契約終了通知」により、同年2月29日をもってA委員長との労働契約を終了したこと(労組法7条1号及び3号)
- ⑥ 組合が会社及びB会社に対して申し入れた団交が、令和6年7月31日に開催されなかったこと(労組法7条2号)

2 本件の争点

- (1) 会社は、A委員長との関係において、労組法7条の使用者に当たるか。
- (2) B会社が、令和5年10月17日までA委員長に健康保険証を交付しなかったことは、会社による労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たるか。
- (3) 令和5年9月29日のA委員長の事故に伴うB会社の労災申請に係る対応は、会社による労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たるか。
- (4) B会社が、令和6年1月9日のA委員長の事故に伴う労災申請を行わなかったことは、

会社による労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たるか。

- (5) 令和5年11月2日、同月17日、同年12月21日、令和6年1月16日及び同年2月27日に開催された組合とB会社との団交の後、協定書が作成されなかったことは、会社による労組法7条2号の不当労働行為に当たるか。
- (6) B会社が、令和6年1月16日付け「有期労働契約終了通知」により、同年2月29日をもってA委員長との労働契約を終了したことは、会社による労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たるか。
- (7) 令和6年7月31日に団交が開催されなかったことは、労組法7条2号の不当労働行為に当たるか。

3 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

4 判断の要旨

(1) 争点(1)について

会社は、資本関係及び役員状況において、親会社としてB会社の経営に対し、一定の支配力を有していたとみることはできるが、それは親会社が子会社に対して行う管理・監督の域を超えてのものとはいえない。そして、会社は、直接の雇用関係にないB会社の従業員の基本的な労働条件等に対し、直接の雇用主であるB会社と同視し得る程度に、現実的かつ具体的な支配力を有しているということとはできず、B会社の従業員との関係において、労組法7条の使用者には当たらないと判断される。

したがって、会社は、A委員長との関係において、労組法7条の使用者に当たらない。

(2) 争点(2)から(7)までについて

会社は、A委員長との関係において、労組法7条の使用者に当たらないことから、争点(2)から(7)までにおいて、会社を被申立人とした組合の申立てには理由がない。

6年(不)第9号(7条3号)

1 事案の概要

本件は、被申立人Y会社が、①申立人X(以下「X」という。)に対し、令和5年7月25日、A組合の職場委員をやらなければ仕事を増やすと述べたこと、②同日、被申立人Y会社の他の従業員に職場委員の就任を依頼したこと並びに③同日の属する週及び翌週のチームミーティングにおいて、職場の行動役割表に職場委員を業務として記載したことが、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であるとして、令和6年10月29日に申立てがされた事件である。

2 主文

本件申立てを却下する。

3 判断の要旨

Xは、本件申立て以降、一度は申立てを維持する旨電話で述べたが、その後、当委員会からの再三の連絡に一切応答をせず、第1回調査を開催するための日程調整表を提出しなかった。

また、Xは、当委員会からの調査通知書を受領しているにもかかわらず、第1回調査から第3回調査までの全ての調査期日を欠席し、書面等を提出することもなかった上、当委員会へ連絡することもなく、当委員会からの連絡にも一切応答しなかった。

そして、第3回調査後においても、Xから当委員会に対する連絡は一切なかった。

以上のことからすると、Xは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない（労働委員会規則第33条第1項第7号）。

2 和解・取下

5年(不)第1号 (7条1・2号)

1 事案の概要

本件は、被申立人が①令和4年7月1日以降、Aを店長に復帰させず、賃金も切り下げたままとしていることが労働組合法第7条第1号に、②同年6日に提出した書面及び同月13日に実施された団体交渉において、「勤続手当」の趣旨や支給基準に係る具体的な説明を行わなかったこと並びに③同年10月4日に提出した書面及び同月11日に実施された団体交渉において、組合員6名の賞与及び昇降格に係る評価基準の開示を拒んだことが同条第2号に該当する不当労働行為であるとして、令和5年1月17日に当初申立てがなされ、その後、④令和6年7月30日に実施された団体交渉において、賞与評価の内容を示さず、資料の開示も拒んだことが同号に該当する不当労働行為であるとして、同年10月7日に追加申立てがなされた事件である。

2 終結状況

令和7年11月11日、申立人及び被申立人は少なくとも四半期ごとに労使協議会を開催すること等を内容とする関与和解が成立し、本件は、同日取り下げられた。

6年(不)第6号 (7条2号)

1 事案の概要

本件は、申立人が、申立外A社又はB社に雇用され、被申立人のプラントにおいてミキサー運転手として勤務する組合員について、昼食休憩を取得できない等の問題があるとして、FAXで被申立人に改善の申入れを行ったところ、被申立人は「労働条件は雇用会社の人事問題であり、出資関係・労使関係にない被申立人は回答すべき立場にない」と回答した。これを受けて、申立人は令和6年8月28日、昼食休憩の取得等を議題として団体交渉を申し入れたが、被申立人はこれに応じず、団体交渉を拒否したことが労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして、同年9月6日に申立てがなされた事件である。

2 終結状況

令和7年4月24日、昼食休憩の取得は雇用主の指示に基づいて取得すること等を内容とする

関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

6年(不)第7号 (7条2・3号)

1 事案の概要

本件は、被申立人が、①申立人が、令和6年8月24日に団体交渉（以下「団交」という。）を申し入れ、同年9月8日に「9月7日付け貴社書面への返答」と題する文書を送付したのに対し、同年11月9日まで団交を行わず、書面による回答も一切行わないことが、労働組合法第7条第2号及び第3号の不当労働行為に該当するとして、同年9月25日に申立てがなされ、②飼料輸送部門の業績給に関する確認書を同年11月まで申立人と交わさなかったこと、③改正後の嘱託社員給与制度を同月1日から適用することについて、申立外A労働組合に対して同年10月19日付け書面を交付したが、申立人に対して回答しなかったこと、④嘱託社員給与制度改正に関する確認書について、同年12月16日の団交で申立人と交わさない旨を表明し、交わさないこと、⑤同年11月9日及び同月29日の団交で、昇給及び令和6年冬季賞与の議題について、具体的な説明や資料の提示をして協議を行わなかったこと並びに⑥令和6年冬季賞与に関する確認書を申立人と交わさないことが、同法第7条第2号及び第3号の不当労働行為に該当するとして、同年10月10日から令和7年1月10日までに追加申立てがなされた事件である。

2 終結状況

令和7年9月29日及び同年10月14日、申立人及び被申立人が、令和6年5月31日付け和解協定書の和解条項1から3まで及び同年7月4日付け和解協定書の和解条項1から3までを遵守することを改めて確認すること等を内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

7年(不)第3号 (7条2号)

1 事案の概要

Aは令和4年8月から申立外B社に雇用され、被申立人C営業所で派遣就労していたが、令和7年5月26日、同僚Dからの嫌がらせを受け、被申立人の上長に相談したものの改善されず、派遣就労の継続に不安を抱き申立人に加入した。申立人は、Aの配置換えや派遣契約の継続等を求め、被申立人及びB社に団体交渉を申し入れたが、被申立人は、要求は派遣元であるB社

に対してするものとして応じず、4回の申入れにもかかわらず団体交渉に応じなかったことが労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして、同年9月2日に申立てがなされた事件である。

2 終結状況

令和7年10月8日、取下書が提出され、本件は終結した。

第2節 不当労働行為の再審査

第1 概 要

都道府県労働委員会の命令の交付を受けたときは、15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる（労働組合法第27条の15）。

当委員会が交付した命令に対する再審査事件として、当該規定により令和7年中に中央労働委員会に係属した事件は9件で、その内訳は、前年から引き続き係属したものが5件、新規に申し立てられた事件が4件である。これらの係属事件のうち、終結したものは1件で、残り8件は翌年に繰り越された（「第2 不当労働行為再審査申立事件一覧」参照）。

表1 再審査事件の状況

(単位：件)

年 区 分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
中央労働委員会 係 属 件 数	9(2)	9(3)	8(3)	7(2)	9(1)
前年からの繰越し	6(2)	7(3)	6(3)	5(1)	5(1)
新 規 申 立 て	3	2	2	2(1)	4

(注) () 内は、終結件数を示し、内数である。

第2 不当労働行為再審査申立事件一覧

前年繰越分（5件）

中央労働委員会 事件番号	再審査 申立人	業 種 別 従業員数	労組法 7条 該当号	初審命令 内 容	再審査申立 年 月 日	所要 日数	処理状況
				初審終結 年 月 日	再審査終結 年 月 日		
21(不再)14	初審 被申立人	卸売業、小売業 (建築材料、鉱 物・金属材料等卸 売業) 約670	2	21. 3. 9 一部救済	21. 4. 1	6,119	係属中
17(不)4				21. 3. 18			
元(不再)53	初審 申立人	卸売業、小売業 (建築材料、鉱 物・金属材料等卸 売業) 9,030	2	元. 10. 7 棄却	元. 10. 21	2,264	係属中
28(不)7				元. 10. 15			
5(不再)12	初審 被申立人	運輸業、郵便業 (運輸に附帯する サービス業) 1,383	2・3	5. 3. 7 一部救済	5. 4. 4	1,003	係属中
30(不)10				5. 3. 23			
5(不再)13	初審 被申立人	運輸業、郵便業 (運輸に附帯する サービス業) 127	2・3	5. 3. 7 一部救済	5. 4. 4	1,003	係属中
30(不)10				5. 3. 23			
6(不再)23	初審 被申立人	医療、福祉 (社会保険、社会 福祉、介護福祉) 約23	1・2	6. 4. 12 一部救済	6. 5. 7	439	棄却
5(不)6				6. 4. 25	7. 7. 19		

(注) 1 「初審命令内容」欄の日付は、命令書の日付である。

2 「所要日数」は、再審査申立時から終結時又は令和7年12月末日までの数字である。

令和7年申立分（4件）

中央労働委員会 事件番号	再審査 申立人	業 種 別 従業員数	労組法 7条 該当号	初審命令 内 容	再審査申立 年 月 日	所 要 日 数	処理状況
				初審終結 年 月 日	再審査終結 年 月 日		
7 (不再) 5	初審 被申立人	製造業 (食料品製造業) 約298	2	7. 2. 17 一部救済	7. 3. 12	295	係属中
6 (不) 1				7. 2. 27			
7 (不再) 54	初審 申立人	運輸業、郵便業 (道路旅客運送 業) 約500	1・2・3	7. 11. 21 棄却	7. 12. 8	24	係属中
6 (不) 2				7. 12. 2			
7 (不再) 59	初審 申立人	医療、福祉 (社会保険、社会 福祉、介護福祉) 26	1・2・3	6. 5. 13 棄却	7. 12. 25	7	係属中
4 (不) 6				6. 5. 21			
7 (不再) 61	初審 申立人	サービス業 (自動車整備業) 6	1・2・ 3・4	7. 11. 28 棄却	7. 12. 18	14	係属中
5 (不) 5				7. 12. 18			

(注) 1 「初審命令内容」欄の日付は、命令書の日付である。

2 「所要日数」は、再審査申立時から終結時又は令和7年12月末日までの数字である。

第3節 行政訴訟

第1 概 要

都道府県労働委員会の命令の交付を受けたときは、申立人は6か月以内に、被申立人は再審査の申立てをしない場合に限って30日以内に、それぞれ裁判所に命令の取消しの訴えを提起することができる（行政事件訴訟法第14条第1項、労働組合法第27条の19第1項）。

当該規定に基づき当委員会が交付した命令に対する行政訴訟事件として令和7年中に裁判所に係属した事件は7件で、その内訳は、前年から引き続き係属した事件が1件、新規に申し立てられた事件が各6件である。これらの係属事件のうち、終結したものは2件で、残り5件は翌年に繰り越された（「第2 行政訴訟事件一覧」参照）。

表1 行政訴訟事件係属件数一覧表

（単位：件）

年 区分		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
係属件数		2		4(1)		4(4)		1		7	
最高裁	繰越し	-	-	-	-	1(1)	-	-	-	-	-
	新規	-	-	-	-	1(1)	-	-	-	-	-
高裁	繰越し	-	-	-	-	1(1)	-	-	-	2	-
	新規	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
地裁	繰越し	2(1)	2(1)	3(1)	1(1)	2(2)	2(2)	1	-	5(2)	1(1)
	新規	2(1)	-	-	2	2(2)	-	-	1	-	4(1)

（注）（ ）内は、終結件数を示し、内数である。

第2 行政訴訟事件一覧

前年繰越分（1件）

初 審 事件番号	労組法 7条 該当号	初審命令 内 容	当事者	訴訟提起 年 月 日	口頭弁論等 回 数	進捗 状況 (結果)
		初審終結 年 月 日		訴訟終結 年 月 日		
5(不)7	1・3	6.12.9 棄却	原告：初審申立人 被告：委員会	6.12.23	口頭弁論 4回	棄却
		6.12.18		7.10.15		

(注) 「初審命令内容」欄の日付は、命令書の日付である。

令和7年提起分（6件）

初 審 事件番号	労組法 7条 該当号	初審命令 内 容	当事者	訴訟提起 年 月 日	口頭弁論等 回 数	進捗 状況 (結果)
		初審終結 年 月 日		訴訟終結 年 月 日		
5(不)4	2・3	7.1.20 一部救済	原告：初審申立人 被告：委員会 (被告側参加人：初 審被申立人)	7.1.31	口頭弁論 3回	棄却
		7.1.29		7.10.8		
5(不)4	2・3	7.1.20 一部救済	控訴人：初審申立人 被控訴人：委員会 (被控訴人側参加人： 初審被申立人)	7.10.10		係属中
		7.1.29				
5(不)7	1・3	6.12.9 棄却	控訴人：初審申立人 被控訴人：委員会	7.10.20		係属中
		6.12.18				
6(不)2	1・2・3	7.11.21 棄却	原告：初審申立人 被告：委員会	7.12.15		係属中
		7.12.2				

初 審 事件番号	労組法 7条 該当号	初審命令 内 容	当事者	訴訟提起 年 月 日	口頭弁論等 回 数	進捗 状況 (結果)
		初審終結 年 月 日		訴訟終結 年 月 日		
5 (不) 5	1・2・ 3・4	7.11.28 棄却	原告：初審申立人 被告：委員会	7.12.18		係属中
		7.12.18				
4 (不) 6	1・2・3	6.5.13 棄却	原告：初審申立人 被告：委員会	7.12.24		係属中
		6.5.21				

(注) 「初審命令内容」欄の日付は、命令書の日付である。

第4節 労働組合の資格審査

令和7年における資格審査の取扱件数は43件で、その内訳は、前年からの繰越し15件、新規申請28件である。

上記43件を申請事由別にみると、委員推薦に伴うものが19件、不当労働行為救済申立てに伴うものが23件、法人登記に伴うものが1件となっている。

表1 申請事由の状況

(単位：件)

区分 年	委員推薦	不当労働 行為	法人登記	職業安定法	労働協約 拡張適用	計
R 3	19	31(18)	2	-	-	52(18)
R 4	12	21(12)	2	-	-	35(12)
R 5	19	27(14)	1	-	-	47(14)
R 6	-	27(19)	1	-	-	28(19)
R 7	19	23(15)	1	-	-	43(15)

(注) ()内は、前年からの繰越し件数を示し、内数である。

処理区分の内訳は、資格審査の結果、適合と決定されたものが23件、申請が取り下げられたものが1件、不当労働行為救済申立事件が和解等で終結したために打切りとなったものが4件で、残り15件が翌年に繰り越された。

表2 処理区分の状況

(単位：件)

区分 年	適合	不適合	却下	取下	打切	翌年へ 繰越し	計
R 3	30	-	-	-	10	12	52
R 4	17	-	-	-	4	14	35
R 5	24	-	-	-	4	19	47
R 6	7	-	-	-	7	14	28
R 7	23	-	-	1	4	15	43

第3章 労働争議の調整等

第1節 労働争議の調整

第1 概 要

1 取扱事件の状況

(1) 取扱件数及び調整回数の状況

令和7年における調整事件の取扱件数は12件で、前年（10件）に比べ2件増加した。

取扱件数12件は、すべてあっせん事件で、その内訳は、「前年からの繰越し」が1件、「新規申請」が11件であった。上記12件を申請者別にみると、全て労働組合からの申請であった。調整（あっせん開催）回数は2回で、前年（8回）に比べ6回減少した。

表1 取扱件数及び調整回数の状況

(単位：件)

区分	年	R3	R4	R5	R6	R7
前年からの繰越し		3	2	3	1	1
新規申請		12	10	3	9	11
計		15	12	6	10	12
調整回数(回)		12	6	3	8	2

(注) 取扱件数は、すべてあっせんである。

(2) 調整事項の状況

令和7年の取扱件数12件を調整事項別にみると、「団交促進」及び「諸手当」が各4項目で最も多くなっている。

表2 調整事項の状況

(単位：項目)

調整事項	年	R3	R4	R5	R6	R7
団交促進		6(1)	2(1)	1	1	4(1)
経人営 事又	配置転換	0	0	0	1	0
	解雇	6(2)	2(1)	0	2	1
	その他	2(1)	1	2(1)	0	1
賃金等	賃金増額	0	0	0	0	1
	一時金	0	1	1(1)	2	2
	諸手当	0	0	0	0	4
	解雇手当・休業手当	0	0	0	1	0
	その他	3(2)	4	2(2)	0	2
労働条件等		2(1)	1	0	1	1
その他		6(2)	3	1	7(1)	2
計		25(9)	14(2)	7(4)	15(1)	18(1)

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 複数の調整事項を含む事件もあるため、計は1(1)の取扱件数と一致しない。

(3) 業種別・従業員規模別の状況

令和7年の取扱件数12件を業種別にみると、「製造業」「教育、学習支援業」「サービス業」が各3件で最も多くなっている。

従業員規模別にみると、「100～299人」が4件で最も多く、次いで「1～9人」及び「300人以上」が各3件となっている。

表3 業種別・従業員規模別の状況

(単位：件)

業種・規模		年				
		R3	R4	R5	R6	R7
業 種	建設業	2(1)	0	0	0	0
	製造業	2	0	1	2	3
	情報通信業	0	0	0	0	0
	運輸業、郵便業	4(1)	3(1)	1	2(1)	1
	卸売業、小売業	0	4	1(1)	1	1
	不動産業、物品賃貸業	1(1)	0	0	0	0
	教育、学習支援業	4	1(1)	1	3	3(1)
	医療、福祉	1	1	0	0	1
	サービス業	1	2	2(2)	1	3
	その他	0	1	0	1	0
	計	15(3)	12(2)	6(3)	10(1)	12(1)
従 業 員 規 模	1～9人	1(1)	2	2(1)	1	3
	10～49人	2	3(1)	2(1)	2(1)	1
	50～99人	2	1	0	2	1
	100～299人	4	3(1)	1	1	4
	300人以上	6(2)	3	1(1)	4	3(1)
	計	15(3)	12(2)	6(3)	10(1)	12(1)

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 業種は、日本標準産業分類による。

2 終結状況

(1) 終結区分の状況

令和7年の取扱件数12件のうち、8件が同年中に終結し、4件が翌年に繰越しとなった。

終結した事件を終結区分別にみると、「解決」が2件、「打切」が5件、「取下」が1件となっており、「解決率（終結件数から取下件数及び他県等への移管件数を除いた件数に占める解決件数の割合）」は28.6%であった。

表4 終結区分の状況

(単位：件)

終結区分		年	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
終 結	解 決		6(3)	2	3(2)	2	2(1)
	打 切		6	5(2)	2(1)	6(1)	5
	取 下		1	1	0	1	1
	移 管		0	1	0	0	0
	計		13(3)	9(2)	5(3)	9(1)	8(1)
	解 決 率 (%)		50.0	28.6	60.0	25.0	28.6
翌年へ繰越し			2	3	1	1	4

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 解決率(%) = 解決件数 ÷ (終結件数 - 取下件数 - 移管件数) × 100

3 あっせんの申請に被申請者が応じない場合は「打切」に区分する。

(2) 所要日数の状況

令和7年の終結事件8件を所要日数別にみると、「50日以上」が4件で最も多くなっている。終結事件1件当たりの平均所要日数は、85.8日であった。

表5 所要日数の状況

(単位：件)

所要日数		年	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
15 日 未 満			0	0	1(1)	0	0
15 ～ 29 日			1	1	1	2	3
30 ～ 49 日			2	2	0	2	1
50 日 以 上			10(3)	6(2)	3(2)	5(1)	4(1)
計			13(3)	9(2)	5(3)	9(1)	8(1)
1件当たりの平均所要日数(日)			85.7	71.0	66.0	74.9	85.8

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 「所要日数」は、あっせん員指名年月日から終結年月日までの日数を示す(いずれも当日を含む。)

(3) 処理日数の状況

令和7年の終結事件8件を処理日数別にみると、「50日以上」が4件で最も多くなっている。終結事件1件当たりの平均処理日数は、89.8日であった。

表6 処理日数の状況

(単位：件)

処理日数 \ 年	R3	R4	R5	R6	R7
15日未満	0	0	0	0	0
15～29日	0	1	2(1)	1	1
30～49日	3	2	0	3	3
50日以上	10(3)	6(2)	3(2)	5(1)	4(1)
計	13(3)	9(2)	5(3)	9(1)	8(1)
1件当たりの平均処理日数(日)	88.5	73.7	69.4	78.6	89.8

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 「処理日数」は、申請年月日から終結年月日までの日数を示す(いずれも当日を含む。)

第2 調整事件一覧

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	あっせん員 指名年月日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
6-7	あっせん	教育、学習 支援業	R6. 9. 12 (組合)	R6. 9. 19	団交応諾、団 交ルールの履 行	0	155	解決に伴う 取下げ (R7. 2. 20)	井上 村上 板倉

○申請までの経過

例年より早く春闘の要求書を提出したにもかかわらず、団体交渉が行われぬまま一方的に夏季一時金が支払われたため、団体交渉の開催等を求め、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

組合から、自主交渉により解決した旨記載された書面が提出され、取下げにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	あっせん員 指名年月日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
7-1	あっせん	教育、学習 支援業	R7. 1. 30 (組合)	R7. 1. 31	基本給の引上 げ又は年間一 時金の回復	0	29	打切り (辞退) (R7. 2. 28)	大参 八代 武田

○申請までの経過

基本給の引上げと、財務状況の悪化を理由とする一時金が削減されたことに対する回復について団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

使用者から、あっせんに辞退する旨記載された書面が提出され、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	あっせん員 指名年月日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
7-2	あっせん	サービス業	R7. 2. 4 (組合)	R7. 2. 5	法令違反に伴 う組合員への 賠償等	1	93	打切り (不調) (R7. 5. 8)	富田(隆) 中島(裕) 夏目

○申請までの経過

使用者の法令違反に伴う組合員への賠償等 16 項目について団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が労使の主張を確認し解決の方向性について協議したものの、労使双方の主張には大きな隔たりがあり、妥協点を見いだすことができないことから、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	あっせん員 指名年月日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
7-3	あっせん	製造業	R7. 2. 25 (組合)	R7. 2. 27	誠実な団交応 諾	0	40	打切り (辞退) (R7. 4. 7)	井上 勝岡 板倉

○申請までの経過

組合員が使用者の法律違反等の指摘をしたところ、当該組合員に対して報復が行われたとして、組合は団体交渉を申し入れたものの、使用者と十分に交渉することができなかったことから、あつせんを申請した。

○あつせん経過

使用者から、あつせんを辞退する旨記載された書面が提出され、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	あつせん員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あつせん員
7-4	あつせん	製造業	R7.5.1(組合)	R7.5.7	未払残業代の支払い等	0	213	取下げ(R7.12.5)	福谷 木戸 左合

○申請までの経過

組合員の未払残業代の支払いを求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあつせんを申請した。

○あつせん経過

組合から、あつせんでは早期解決が見込まれない旨記載された書面が提出され、取下げにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	あつせん員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あつせん員
7-5	あつせん	運輸業、郵便業	R7.5.26(組合)	R7.6.3	法令違反が疑われることに関する説明等	0	24	打切り(辞退)(R7.6.26)	大河内 勘米良 東村

○申請までの経過

使用者は組合員に対し、法令違反を黙認するよう強要したほか、団体交渉を申し入れたことによる当該組合員の雇止め、組合への支配介入を行ったとして、組合はあつせんを申請した。

○あつせん経過

使用者から、あつせんを辞退する旨記載された書面が提出され、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	あつせん員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あつせん員
7-6	あつせん	医療、福祉	R7.6.23(組合)	R7.6.25	手当の支給停止の取消し及び降格人事の撤回等	0	24	打切り(辞退)(R7.7.18)	大参 中島(裕) 武田

○申請までの経過

組合員に対する手当の支給停止の取消及び降格人事の撤回等を求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあつせんを申請した。

○あつせん経過

使用者から、あつせんを辞退する旨記載された書面が提出され、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	あっせん員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
7-7	あっせん	教育、学習支援業	R7. 8. 27(組合)	R7. 9. 1	教育活動への参加、研究室の確保等	1	108	打切り(あっせん案)(R7. 12. 17)	富田(隆) 中島(裕) 武田

○申請までの経過

組合員の教育活動への参加、研究室の確保等を求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんで申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、組合員に授業を担当させること等を内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	あっせん員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
7-8	あっせん	卸売業、小売業	R7. 10. 2(組合)	R7. 10. 7	日額手当、賞与等の支払い	-	-	翌年へ繰越	福谷 木戸 左合

○申請までの経過

組合員の日額手当、賞与等の支払いを求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんで申請した。

○あっせん経過

本事件は、翌年に繰り越された。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	あっせん員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
7-9	あっせん	サービス業	R7. 11. 20(組合)	R7. 12. 5	未払残業代の支払い	-	-	翌年へ繰越	上野 岩崎 松永

○申請までの経過

組合員の未払残業代の支払いを求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんで申請した。

○あっせん経過

本事件は、翌年に繰り越された。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	あっせん員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
7-10	あっせん	サービス業	R7. 11. 20(組合)	R7. 12. 5	未払残業代の支払い	-	-	翌年へ繰越	上野 岩崎 松永

○申請までの経過

組合員の未払残業代の支払いを求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんで申請した。

○あっせん経過

本事件は、翌年に繰り越された。

事件番号	調整種別	業 種	申請年月日 (申請者)	あっせん員 指名年月日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
7-11	あっせん	製 造 業	R7. 12. 17 (組合)	R7. 12. 25	未払残業代の 支払い等	-	-	翌年へ繰越	柴田 村上 左合

○申請までの経過

組合員の未払残業代の支払いを求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんで申請した。

○あっせん経過

本事件は、翌年に繰り越された。

※ 各所要日数は、あっせん員指名年月日から終結年月日までの日数を示す(いずれも当日を含む。)

第2節 個別労働関係紛争に係るあっせん

第1 概 要

1 取扱事件の状況

(1) 取扱件数及びあっせん回数の状況

令和7年におけるあっせん事件の取扱件数は12件で、前年（15件）に比べて3件減少した。取扱件数12件の内訳は、「前年からの繰越し」が1件、「新規申出」が11件であった。申出者別では、労働者からの申出が11件、使用者からの申出が1件であった。あっせん回数は3回で、前年（10回）に比べて7回減少した。

表1 取扱件数及びあっせん回数の状況

(単位：件)

区分	年	R3	R4	R5	R6	R7
前年からの繰越し		0	1	1	3	1
新規申出		11	14	18	12	11
計		11	15	19	15	12
あっせん回数(回)		5	5	7	10	3

(2) あっせん事項の状況

令和7年の取扱件数12件をあっせん事項別にみると、「解雇」及び「職場の人間関係」が各5項目で最も多くなっている。

表2 あっせん事項の状況

(単位：項目)

あっせん事項	年	R3	R4	R5	R6	R7
経営又は人事	解雇	3	5(1)	5	2(1)	5
	復職	0	1	1	1	1(1)
	懲戒処分	0	0	0	0	1
	退職	0	0	2	0	0
	その他	3	0	5	2(1)	1
賃金等	賃金未払	1	2	3	5(2)	0
	賃金減額	1	0	0	1	0
	退職一時金	1	1	1(1)	2	1(1)
	その他	0	2	1	1	0
労働条件等		1	1	2	5(2)	0
職場の人間関係		2	7	5	5	5(1)
その他		1	2	1	4	3
計		13	21(1)	26(1)	28(6)	17(3)

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 複数のあっせん事項を含む事件もあるため、計は1(1)の取扱件数と一致しない。

(3) 業種別・従業員規模別の状況

令和7年の取扱件数12件を業種別にみると、「建設業」及び「製造業」が各3件で最も多く、次いで「医療、福祉」及び「サービス業」が各2件となっている。

従業員の規模別にみると、「300人以上」が6件で最も多く、次いで「10～49人」及び「100～299人」が各3件となっている。

表3 業種別・従業員規模別の状況

(単位：件)

業種・規模		年	R3	R4	R5	R6	R7
業 種	建設業		1	0	2	1	3(1)
	製造業		0	5	3	1(1)	3
	情報通信業		0	0	1	1	1
	運輸業、郵便業		0	0	0	0	1
	卸売業、小売業		2	1	3	2(1)	0
	金融業、保険業		0	1	0	0	0
	宿泊業、飲食サービス業		3	2(1)	1	0	0
	教育、学習支援業		0	1	2	1(1)	0
	医療、福祉		2	2	4(1)	1	2
	サービス業		2	2	0	6	2
	その他		1	1	3	2	0
	計		11	15(1)	19(1)	15(3)	12(1)
従 業 員 規 模	1～9人		2	1	0	0	0
	10～49人		3	3(1)	6(1)	6(3)	3
	50～99人		1	0	0	1	0
	100～299人		2	5	2	5	3
	300人以上		3	6	11	3	6(1)
	計		11	15(1)	19(1)	15(3)	12(1)

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 業種は、日本標準産業分類による。

2 終結状況

(1) 終結区分の状況

令和7年の取扱件数12件のうち、8件が同年中に終結し、4件が翌年に繰越しとなった。終結した事件を終結区分別にみると、「解決」が2件、「打切」が6件、「取下」が0件となっており、「解決率（終結件数から取下件数を除いた件数に占める解決件数の割合）」は、25.0%であった。

表4 終結区分の状況

(単位：件)

終結区分		年				
		R3	R4	R5	R6	R7
終	解 決	2	3	4(1)	7(2)	2
	打 切	7	10(1)	12	6(1)	6(1)
	取 下	1	1	0	1	0
	計	10	14(1)	16(1)	14(3)	8(1)
結	解 決 率 (%)	22.2	23.1	25.0	53.8	25.0
翌年へ繰越し		1	1	3	1	4

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 解決率 (%) = 解決件数 ÷ (終結件数 - 取下件数) × 100

3 あっせんの申出に被申出者が応じない場合は、「打切」に区分する。

(2) 所要日数の状況

令和7年の終結事件8件を所要日数別にみると、「30日以上」が4件で最も多く、次いで「10～19日」が3件となっている。終結事件1件当たりの平均所要日数は、47.3日であった。

表5 所要日数の状況

(単位：件)

所要日数		年				
		R3	R4	R5	R6	R7
10	日 未 満	1	1	2	1	1
10	～ 19 日	0	1	5	1	3
20	～ 29 日	2	3	1	4	0
30	日 以 上	7	9(1)	8(1)	8(3)	4(1)
計		10	14(1)	16(1)	14(3)	8(1)
1件当たりの平均所要日数(日)		55.6	45.6	46.9	58.5	47.3

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 「所要日数」は、あっせん員委嘱年月日から終結年月日までの日数を示す（いずれも当日を含む。）。

(3) 処理日数の状況

令和7年の終結事件8件を処理日数別にみると、「30日以上」が4件と最も多く、次いで「10～19日」及び「20～29日」が各2件となっている。終結事件1件当たりの平均処理日数は、51.4日であった。

表6 処理日数の状況

(単位：件)

処理日数 \ 年	R3	R4	R5	R6	R7
10日未満	1	1	1	0	0
10～19日	0	1	4	2	2
20～29日	2	2	2	2	2
30日以上	7	10(1)	9(1)	10(3)	4(1)
計	10	14(1)	16(1)	14(3)	8(1)
1件当たりの平均処理日数(日)	57.3	49.1	50.1	62.0	51.4

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 「処理日数」は、申出年月日から終結年月日までの日数を示す(いずれも当日を含む。)

第2 個別あっせん事件一覧

事件番号	業種	申出年月日 (申出者)	あっせん員 委嘱年月日	あっせん 事項	あっせん 回数	所要 日数	最終状況 (終結年月日)	あっせん員
6-P8	建設業	R6. 12. 17 (労働者)	R6. 12. 23	退職金及びパワハラに係る慰謝料の支払い等	0	46	打切り (辞退) (R7. 2. 6)	杉島 岩崎 大辻
7-P1	建設業	R7. 4. 22 (使用者)	R7. 4. 25	人事考課の変更及びそれに伴い発生する給与差額の精算	1	69	解決 (あっせん案) (R7. 7. 2)	森 村上 武田
7-P2	医療、福祉	R7. 5. 29 (労働者)	R7. 6. 3	雇止めに係る解決金の支払い	0	7	打切り (辞退) (R7. 6. 9)	杉島 岩崎 板倉
7-P3	サービス業	R7. 7. 1 (労働者)	R7. 7. 3	パワハラ、モラハラに係る解決金の支払い	1	106	打切り (不調) (R7. 10. 16)	井上 岩崎 武田
7-P4	サービス業	R7. 7. 1 (労働者)	R7. 7. 4	パワハラ、モラハラ申告に伴う不当解雇に係る解決金の支払い	0	13	打切り (辞退) (R7. 7. 16)	杉島 勘米良 板倉
7-P5	医療、福祉	R7. 7. 9 (労働者)	R7. 7. 15	不当解雇に係る金銭補償及びパワハラに対する慰謝料の支払い	0	18	打切り (辞退) (R7. 8. 1)	大河内 中島(裕) 東村
7-P6	建設業	R7. 7. 30 (労働者)	R7. 8. 5	不当解雇、パワハラ及び退職強要に係る慰謝料の支払い	1	100	解決 (あっせん案) (R7. 11. 12)	大参 村上 板倉
7-P7	製造業	R7. 8. 14 (労働者)	—	受けた被害損害の賠償等	—	—	翌年へ繰越	—
7-P8	製造業	R7. 8. 14 (労働者)	—	受けた被害損害の賠償等	—	—	翌年へ繰越	—
7-P9	製造業	R7. 8. 14 (労働者)	—	受けた被害損害の賠償等	—	—	翌年へ繰越	—
7-P10	情報通信業	R7. 9. 11 (労働者)	R7. 9. 16	不当な雇止めに よる金銭補償	—	—	翌年へ繰越	大河内 勘米良 大辻
7-P11	運輸業、 郵便業	R7. 11. 5 (労働者)	R7. 11. 7	懲戒処分の取消 し	0	19	打切り (辞退) (R7. 11. 25)	大河内 岩崎 武田

(注) 所要日数は、あっせん員委嘱年月日から終結年月日までの日数を示す(いずれも当日を含む。)

第3節 労働争議の実情調査

第1 概 要

労働争議の実情調査は、労働争議の争点、経過などを把握することにより、調整開始の際に、迅速かつ的確に対応するために実施しているもので、公益事業に係る争議行為の予告通知（労働関係調整法第37条）を受けたものを対象に行っている。

第2 実情調査一覧

令和7年に行った実情調査は16件で、その内容は以下のとおりであった。

番号	事 件 名	業 種	組員数 (人)	争議の目的	調査開始 年 月 日	調査終結 年 月 日	争議 行為
1	みなと医療生協	医療、福祉 (医療業)	140	賃金上げと雇用の 確保か	R7. 2. 26	R7. 5. 9	有
2	南 医 療 生 協		193				
3	北 医 療 生 協		175				
4	名 南 会		259				
5	尾 張 健 友 会		64				
6	刈谷豊田総合病院		1,585				
7	南 知 多 病 院		34				
8	済生会リハビリテーション病院		123				
9	みなと医療生協		141		R7. 10. 16	調査中	有
10	南 医 療 生 協		190				
11	北 医 療 生 協		171				
12	名 南 会		270				
13	尾 張 健 友 会		62				
14	刈谷豊田総合病院		1,552				
15	南 知 多 病 院		31				
16	済生会リハビリテーション病院		120				